

軌道法施行令

1 . 案内情報	
手続名	線路または工事方法書の記載事項の軽微な変更の届出 車両の設計の変更の届出
手続根拠	軌道法施行令第6条第1項ただし書 軌道法施行規則第13条の3第1項ただし書
手続対象者	軌道経営者
提出時期	上記の変更をしようとするとき
提出方法	届出書及び添付書類を作成し、正本を各都道府県の担当課へ、副本を所管地方運輸局の担当課へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	提出先へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県及び所管地方運輸局
受付時間	提出先へお問い合わせ下さい。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	なし
標準処理期間	なし
不服申立方法	なし